

改正

昭和59年6月29日条例第24号

昭和60年6月28日条例第15号

平成6年9月30日条例第25号

平成9年9月26日条例第17号

平成10年6月24日条例第35号

平成11年3月25日条例第10号

平成12年3月22日条例第2号

平成13年6月22日条例第17号

平成16年12月17日条例第32号

平成17年6月24日条例第25号

平成18年9月20日条例第27号

平成18年12月15日条例第36号

平成20年6月20日条例第19号

平成22年3月17日条例第5号

平成22年12月22日条例第26号

平成26年6月27日条例第13号

平成26年10月22日条例第18号

平成30年12月25日条例第31号

井原市子ども医療費給付条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「被保険者等」とは、国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する被保険者等である子どもとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の扶養親族の要件を満たす者に限る。

（医療費給付の範囲）

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用のうち医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額）の額とする。

（負担費用算定の特例）

第5条 前条に規定する被保険者等が負担することとなる費用の算定にあたって、医療保険各法の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

(受給資格者証の交付)

第6条 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、市長に申請し、規則に定めるところにより子ども医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならない。また、受給資格者証を亡失し、又は損傷し、再発行する場合又は更新する場合も規則に定めるところにより手続をするものとする。

(受給資格者証の提示)

第6条の2 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者の保護者は、受給資格者が療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

(医療費の給付方法)

第7条 医療費の給付は、原則として市長が医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合における医療費の給付は、受給資格者の保護者に支払うことにより行うものとする。

3 前項の給付に関する申請は、当該受給資格者が医療に関する給付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者が当該病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全額若しくは一部を給付せず、又は既に給付した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第8条の2 受給資格者の保護者は、受給資格者の氏名、住所その他の規則で定める事項について変更があったとき、受給資格者が受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(医療費の返還)

第9条 市長は、偽りその他の手段によりこの条例による医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

- 2 芳井町乳幼児医療費給付に関する条例（昭和48年芳井町条例第16号）及び美星町乳幼児医療費給付に関する条例（昭和48年美星町条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和59年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日条例第15号）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、昭和60年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年12月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成9年9月26日条例第17号）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成10年6月24日条例第35号）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成12年3月22日条例第2号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例

による。

附 則（平成13年 6 月22日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成13年10月 1 日以降の診療分から適用し、平成13年 9 月30日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月17日条例第32号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成17年10月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成17年 9 月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月20日条例第27号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 3 条 第 2 条の条例による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成18年10月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成18年 9 月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月15日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成19年 3 月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月20日 条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例、井原市ひとり親家庭等医療費給付条例、井原市老人医療費給付条例及び井原市中心身障害者医療費給付条例の規定は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 3 月17日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市乳幼児等医療費給付条例の規定は、平成22年 4 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成22年 3 月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月22日 条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成23年 4 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成23年 3 月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月27日 条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月22日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成26年10月 1 日から適用する。

附 則（平成30年12月25日 条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市子ども医療費給付条例の規定は、平成31年 4 月 1 日以降に受けた診療分について

て適用し、平成31年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

改正

昭和60年6月29日規則第7号

昭和62年3月17日規則第6号

昭和63年4月22日規則第8号

平成3年12月27日規則第20号

平成5年3月18日規則第8号

平成6年9月30日規則第11号

平成7年4月12日規則第15号

平成8年3月26日規則第5号

平成9年9月26日規則第36号

平成10年6月24日規則第22号

平成11年3月25日規則第11号

平成13年6月22日規則第21号

平成14年9月30日規則第25号

平成16年12月17日規則第38号

平成17年6月24日規則第66号

平成18年9月25日規則第29号

平成18年12月15日規則第38号

平成21年2月3日規則第4号

平成22年3月17日規則第5号

平成22年3月26日規則第10号

平成22年12月22日規則第31号

平成26年8月27日規則第17号

平成30年12月25日規則第16号

井原市子ども医療費給付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、井原市子ども医療費給付条例（昭和48年井原市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象期限)

第2条 給付の対象となる期限は、当該子どもが満18歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

(受給資格者証の交付等)

第3条 条例第6条の規定に基づく申請は、子ども医療費受給資格者証交付申請書(様式第1号。以下「受給資格者証交付申請書」という。)に医療保険各法による被保険者証を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格者証交付申請書の提出を受けたときは、子ども医療費受給資格者証交付台帳(様式第2号)に記載し、子ども医療費受給資格者証(様式第3号。以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

3 受給資格者証の再発行又は更新の申請も、同様とする。

(医療費の支払)

第4条 条例第7条第1項に規定する医療費の審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金岡山支部に委託して行うものとする。

(医療費支払の特例)

第5条 条例第7条第2項に規定する規則で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 岡山県以外の病院若しくは診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法に規定する療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の対象となる療養等を受けた場合
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する被保険者資格証明書を提出し、療養を受けた場合
- (4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、養育医療の給付の対象となる療養等を受け、かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されることとなる場合
- (5) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養を受けた場合
- (6) その他市長が必要と認めた場合

(給付申請の方法)

第6条 前条第1号又は第5号に規定する給付を申請する場合は、子ども医療費給付申請書(様式第4号。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する診療を受けた日の属する1か

月分の領収証又は診療報酬領収証明書を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前条第2号及び第3号に規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知書又は証明書を添付して行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第4号に係るものにあつては、申請がなされたものとみなし、扶養義務者から徴収されるべき費用を市長が代わって支払うことにより、給付がなされたものとみなす。

(医療費の給付)

第7条 市長は、前条の規定に基づく給付申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、適正と認めるときは速やかに医療費の給付を行うものとする。

- 2 市長は、前条の規定により難い特別の事情があると認められた場合は、この方法によらず医療費を給付することができる。

(台帳の整備)

第8条 市長は、子ども医療費支給台帳(様式第5号)を備え、医療費の支給に関し必要な事項を記載するものとする。

(届出)

第9条 条例第8条の2に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び保護者の住所氏名
 - (2) 被保険者名、加入者名又は組合員名
 - (3) 保険者名
 - (4) 被保険者証、加入者証又は組合員証の記号・番号
 - (5) 付加給付金の内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項に関する届出は、子ども医療費受給資格変更届(様式第6号)により行うものとする。
 - 3 条例第8条の2に規定する受給資格を失ったときの届出は、子ども医療費受給資格喪失届(様式第7号)により行うものとする。
 - 4 条例第8条の2に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるとき届出は、第三者行為傷病届(様式第8号)により行うものとする。

(医療費の返還)

第10条 条例第8条及び第9条の規定による医療費の返還通知は、子ども医療費返還通知書(様式

第9号) により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 芳井町乳幼児医療費給付に関する条例施行規則（平成13年芳井町規則第12号）及び美星町乳幼児医療費給付に関する条例施行規則（昭和48年美星町条例第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和60年6月29日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月17日規則第6号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月22日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月27日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月18日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成6年9月30日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年12月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成7年4月12日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成8年3月26日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市重度心身障害者医療費給付条例施行規則、井原市母子家庭医療費給付条例施行規則、井原市老人医療費給付条例施行規則及び井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成9年9月26日規則第36号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成9年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際現に保有する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成10年6月24日規則第22号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成11年 3 月25日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年 4 月 1 日以降の診療分から適用する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年 6 月22日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成13年10月 1 日以降の診療分から適用し、平成13年 9 月30日以前の診療分については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成14年 9 月30日規則第25号）

この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月17日規則第38号）

この規則は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成17年10月 1 日以後に受けた診療分について適用し、平成17年 9 月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月25日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成18年12月15日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成21年2月3日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児等医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成22年3月17日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市乳幼児等医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成22年3月26日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の井原市子ども医療費給付条例施行規則様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の井原市子ども医療費給付条例施行規則に定める様式のうち、この規則施行の際、現に存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年8月27日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前までに受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費給付申請の方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に発行されている改正前の井原市子ども医療費給付条例施行規則様式第3号による受給資格証は、改正後の井原市子ども医療費給付条例施行規則様式第3号による受給資格証とみなす。
- 4 この規則による改正前の井原市子ども医療費給付条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年12月25日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市子ども医療費給付条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以降に受けた診療分について適用し、平成31年3月31日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)
 様式第1号(第3条関係)

子ども医療費受給資格者証交付申請書

年 月 日

井原市長 殿

申請者 (保護者)	住 所	□□□□-□□□□□□
	氏 名	電話() — Ⓜ (対象者との続柄)

子どもに係る医療費の助成を受けたいので、関係書類を添えて子ども医療費受給資格者証の交付(再発行・更新)を申請します。

なお、申請にあたり公簿により所得を確認されることを承諾します。

また、高額療養費について井原市が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を井原市へ支払います。

家族療養費付加給付金を私が保険者から受領した場合は、当該相当額を井原市へ支払います。

申請理由	1 出生 2 転入 3 再発行 4 更新 5 その他()				
対象者	フリガナ			性別	男・女
	氏 名				
加入 医療保険	生年月日	年 月 日	保護者との続柄		
	被保険者又世帯主の氏名			対象者との続柄	
	保険種別	協・船・共・組・国・退	認定年月日	年 月 日	
	保険者番号及び名称			資格取得年月日	
	付加給付	有・無	被保険者証の記号番号		
他の制度による医療費の支給の有無		有(制度名—)・無			
特記事項	再発行の場合理由				

様式第2号（第3条関係）

様式第2号(第3条関係)

子ども医療費受給資格者証交付台帳

受給資格者番号										県補助対象			県補助対象外		
対象者氏名		生年月日 年 月 日 男・女						住所		井原市 町 番地			井原市 町 番地 (・ ・ 変更)		
保護者氏名		TEL						住所		井原市 町 番地			井原市 町 番地 (・ ・ 変更)		
医療 保 険	保険種別	保険者名				保険者番号				記号・番号	被保険者等氏名	対象者との続柄	付加給付	特定疾病療養受給証	備考
													有・無	有・無	
													有・無	有・無	
資 格 者 証	申請書受理年月日	年 月 日				交付年月日	年 月 日				有効期限	年 月 日まで			
	更新申請書	年 月 日				交付年月日	年 月 日				有効期限	年 月 日まで			
	再発行申請書	年 月 日				交付年月日	年 月 日				有効期限	年 月 日まで			
高額療養費の区分	低所得者・上位所得者 (確認方法)														
他法による支給	有 (医療費名) ・ 無														
(備考)															

様式第3号 (第3条関係)
 様式第3号(第3条関係)

表面

受診の際は必ず保険証に添えて提出してください。

この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

岡山県							
子ども医療費受給資格者証							
公費負担者番号	8	5	3	3			
受給資格者番号							
受給資格者	住所						
	氏名					男・女	
	生年月日	年		月		日生	
一部負担金の割合	無料						
有効期間	年		月		日から		
	年		月		日まで		
<p>上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山県 井原市長 印</p>							
<p>保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ</p> <p>この証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。</p> <p>また、その場合、レセプトの「一部負担金額」「負担金額」欄には「0円」と記入してください。</p>							

表面

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 自己負担分窓口払 (償還給付扱い) </div>							
岡 山 県							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 子 ども 医 療 費 受 給 資 格 者 証 </div>							
公費負担者番号	8	5	/	/	/	/	/
受給資格者番号	/	/	/	/	/	/	/
受給資格者	住 所						
	氏 名					男・女	
	生 年 月 日	年 月		日生			
一部負担金の割合							
有 効 期 間			年 月 日から		年 月 日まで		
上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 岡山県 井原市長 印 </div>							
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ この証により診療を求められたときは、レセプトで公費併用として請求できませんので、窓口で医療保険上の自己負担を受け取り、1カ月分まとめて診療報酬領収証明書を発行してください。							

様式第4号(第6条関係)
 様式第4号(第6条関係)

子ども医療費給付申請書

年 月 日

井原市長 殿

下記のとおり、医療費の給付を申請します。

なお、受給資格の確認に必要な場合、公簿により私の世帯の所得等を確認されることを承諾します。

申請者記入欄	申請者	氏名	①		電話番号					
		住所								
	受給資格者	氏名				受給資格証の 受給者番号
		生年月日	年 月 日			性別	男 ・ 女			
保険証 の内容		記号・番号	記号	番号	被保険者氏名					
	保険者番号				保険者名					

医療機関記入欄(レセプト単位)	診療(調剤)報酬領収証明書 医科・歯科・調剤・その他 8 7 ()										
	診療年月	年 月			フリガナ						
	入院年月日	年 月 日			患者氏名 (受給資格者)						
	保険診療 総点数	入院	(日分) 点			医療機関 所在地 名称 氏名	①				
		外来	(受診 回分) 点								
	他法負担点数 ※1	入院	() 点			処方箋交付 医療機関 ※3					
		外来	() 点								
他法負担等による 窓口負担額 ※2	入院	() 円									
	外来	() 円									
※1 他法公費負担医療の適用がある場合は、()に法別番号等を記入してください。 ※2 限度額適用認定証・他法公費負担医療の適用後の「窓口負担額」(医療費のみ)を記入してください。 ※3 処方箋を交付した医療機関名を記入してください。(調剤薬局のみ)											

申請者記入欄	振込口座	金融機関の名称 ()銀行・信用組合(金庫)・農協()支店・出張所					
	預金種別 店番号 口座番号	普通・当座	店番号	口座番号			
		フリガナ					
	口座名義人						

【問い合わせ先】子育て支援課：電話() —

市記入欄	給付決定						
	総医療費	窓口負担額 (A)	法定給付額 (B)	付加給付金 (C)	自己負担金	公費一部負担金(D)	公費給付額 (A) - (B) - (C) - (D)
	円	円	円	円	円	円	
					入	外	

様式第6号(第9条関係)
 様式第6号(第9条関係)

決 裁	D	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者	台帳整理
						月 日

子ども医療費受給資格変更届

年 月 日

井原市長 殿

届出人 住所

氏名



電話

— —

受給資格者番号						受給資格者証氏名		生年月日		
								年 月 日		
変更事項に○を付けて下さい 1 氏名 2 住所 3 加入保険関係 (1) 保険者番号・保険者名 (2) 保険記号・番号 (3) 被保険者氏名・組合員氏名 (4) 付加給付の内容 4 その他						変				
						更				
						前				
						変				
						更				
						後				
変更年月日						年 月 日				

※子ども医療費受給資格者証及び被保険者(組合員)証を添えて提出して下さい。

様式第7号 (第9条関係)
 様式第7号(第9条関係)

決 裁	D	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者	台帳整理
						月 日

子ども医療費受給資格喪失届

年 月 日

井原市長 殿

届出人 住所
氏名



受給資格者番号						受給資格者証氏名	生年月日
							年 月 日
<p>資格喪失の理由に○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 他市町村へ転出 2 死亡 3 被保険者等資格の喪失 4 扶養親族要件非該当 5 その他 							
喪失年月日						年 月 日	

※子ども医療費受給資格者証及び被保険者(加入者又は組合員)証を添えて提出してください。

様式第8号 (第9条関係)
 様式第8号(第9条関係)

決 裁	D	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者	台帳整理
						月 日

第 三 者 行 為 傷 病 届

年 月 日

井原市長 殿

届出人 住所
氏名



受給資格者番号						受給資格者証氏名		生年月日	
								年 月 日	
加 害 者	住 所								
	氏 名								
	生 年 月 日								
被 害 の 内 容									
傷 病 の 状 況									

- ※1 警察署で事故証明書を作成してもらい、この届に添えて提出してください。
 2 示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

第 年 月 日
第 年 月 日

殿

井原市長



子ども医療費返還通知書

このことについて、先に下記医療費を支給しましたが、返還くださいますよう通知します。

記

1 医療費

支給年月日	支給金額
	円

2 返還理由

3 返還金納付期日

年 月 日

4 返還金納付場所

(注) この通知書を必ずご持参ください。